

指定通所およびリハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション事業所運営規定

1. 事業の目的

第1条 医療法人緑風会が開設する長崎みどり病院介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、その他の従事者が、日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善の可能性の高い状態にある軽度者からの依頼があった場合、状態に即した自立支援、心身の機能の維持・改善を図るため、事業所でのリハビリテーションを適切に提供する事を目的とする。

2. 運営の方針

第2条 (1) 事業所の看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、その他の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の機能の維持回復を図れるように努めるものとする。
(2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業所の名称及び所在地

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：医療法人緑風会 長崎みどり病院 指定予防通所リハビリテーション
- (2) 所在地：長崎市富士見町18-24（長崎みどり病院内）

4. 管理者の責務

第4条 (1) 事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師又は介護士のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。
(2) 事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従事者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。従事者はこれを遵守し、各職務内容を実施する。

5. 従業者の職種、員数及び職務内容

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
医師は、利用者に適切な医療を提供する。
- (2) 理学療法士1名 理学療法士は、利用者のリハビリテーション指導を行う。
- (3) 介護職員2名 介護職員は、利用者の健康管理及び適切な介護を行う。

6. 営業日及び営業時間

第6条 営業日は、原則として月曜から土曜日迄とする。但し、8月15日と12月31日から1月3日迄の日を除く。

第7条 営業時間は、午前8時30分から午後17時30分迄とする。

7. 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員

第8条 当事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限は17人とする。

8. 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

第9条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当っては、常に利用者の症状、心身の状況及びその置

かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

第10条 指定介護予防通所リハビリテーションの利用料、その他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) 決定代理人受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該介護予防通所リハビリテーションに支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- (2) 決定代理人受領に該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準との間に不合理な差額が生じないようにする。
- (3) その他の介護予防通所リハビリテーションの提供において、提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させことが適当と認められる費用。
 - 1 食費 1食 500円
 - 2 材料費 必要に応じて徴収いたします。

9. 通常の事業の実施地域

第11条 当事業所が対象とする通常の事業の実施地域は次の通りとする。
長崎市内（琴海、浜の町より南部は除く）

10. サービス利用にあたっての留意事項

第12条 事業所は、当事業所の利用者に対し、サービスの提供を受けるに当っては、事業所従業員の指示に
従うこと及び設備機器の利用に当っては、従業員の使用許可及びその使用についての指示を受け
る
よう説明する。

第13条 通所リハビリテーション従業者は、指定通所（介護予防）リハビリテーション実施中に利用者の病
状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとと
も
に、管理者に報告しなければならない。

11. 非常災害対策

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び、風水害、地震等の災害に対処する計画に基づ
き、
また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

- (1) 消火、通報および避難訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

1 2. 事故発生時の対応

- 第15条 (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- (2) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

1 3. 苦情処理

- 第16条 管理者は、提供した指定通所（介護予防）リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、
- 迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

1 4. 個人情報の保護

- 第17条 (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」
- を遵守し適切な取り扱いに努める。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- (3) 業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 事業者は、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
- 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

1 5. 虐待の防止について

- 第18条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
 - (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
 - (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 身体拘束について

第19条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

17. その他運営に関する重要事項

第20条 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けることとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年8回以上

(3) この規定に定める事項の外、運営規定に関する重要事項は医療法人緑風会長崎みどり病院が定めるものとする。

(付則) この規定は、平成25年4月1日から施行とする。

(付則) この規定は、平成26年4月1日から施行とする。

(付則) この規定は、平成27年4月1日から施行とする。

(付則) この規定は、平成28年4月1日から施行とする。

(付則) この規定は、平成29年4月1日から施行とする。

(付則) この規定は、平成30年4月1日から施行とする。

(付則) この規定は、令和6年4月1日から施行とする。

(付則) この規定は、令和7年3月1日から施行とする。